

守口市検査実施基準  
(土木系設備工事検査チェックリスト)

平成30年7月

守口市 総務部 総務課

# 土木系設備工事検査チェックリスト

## － 目 次 －

工事の概要把握	-----	1
書類検査 1 (契約関係書類)	-----	1
〃    2 (施工体制)	-----	1
〃    3 (施工計画書)	-----	2
〃    4 (施工状況)	-----	5
〃    5 (施工管理)	-----	6
〃    6 (安全管理)	-----	7
〃    7 (工事写真)	-----	7
〃    8 (完成図書)	-----	7
実地検査 1 (出来栄え、出来形、品質)	-----	8
参考資料(関連法規)		

※この基準は、守口市工事検査規程第4条に定める検査実施基準について必要な事項を定めたものです。いわゆるチェックリストといわれるもので、検査員が検査を実施する上で指針とすべき着眼点を一覧表にしたものです。

土木系設備工事検査チェックリスト

工事件名

区分	内容	チェック欄	手直し	メモ
工事の概要把握				
概要確認	工事の目的、概要把握。必要に応じて、監督員から事業概要の説明を受ける。			
	現場代理人、受検者の確認。			
	契約変更(金額、工期等)の有無、変更内容の概要確認。			
	支払状況(前払い金、出来高払い等)の確認。			
	契約数量総括表にて、契約数量、実施数量の確認。(増減がある箇所の把握)。 ※減がある場合は、給付に値するか後ほど詳細にチェックを行う。			
書類検査1(契約関係書類)				
契約関係書類	契約手続きの確認。(契約の一連手続き書類を確認)			
	変更契約手続きの確認。(変更協議書、変更契約関係の一連書類を確認)			
	完成届の確認。			
	特記仕様書の内容確認。			
書類検査2(施工体制)				
施工体系図	2次下請以下も記載されており、系列が正しいか。			
	1次下請については下請(委任)通知書と整合しているか。			
	下請負契約の変更毎に作成しているか。			
	工期、工種、技術者等の記載漏れがないか。			
施工体制台帳	1次下請負契約以下の全ての契約について、下請負契約書(写し)または注文請書(写し)等で契約関係を確認する。			
	下請負契約の変更毎に作成しているか。			

土木系設備工事検査チェックリスト

工事件名

区分	内容	チェック欄	手直し	メモ
施工体制台帳	契約工期は実態に即しているか。			
	1次下請負以下の技術者等について資格等を確認する。			
	施工体制台帳と整合しているか。			
工事カルテ (CORINS)	受注時カルテは契約後10日以内の登録となっているか。			
	変更時カルテ(特に工期、技術者)は登録しているか。			
	竣工時カルテは検査合格後の登録とする。			
建退共関係	建退共掛金収納書届が提出されているか。(原則契約締結後1箇月以内)			
	証紙の配布が確認できるか。(「共済証紙受払簿」が作成されているか。)			
	配布しない場合、辞退届等(理由明記・根拠資料)が提出されているか。			
	保有証紙使用の場合は、その出所を明らかにする資料があるか。			
書類検査3(施工計画書)				
工事概要				
工事概要	工事名、工事場所、工期、契約金額が記載されているか。			
	施工概要(工事内容)が簡潔に記載されているか。			
	施工範囲(工種、数量、他工事との関連等)が記載され、必要な平面図、フローシートが添付されているか。			
計画工程表	工事着工から竣工までの全体工程表として、設計、材料手配、工場製作(組立、試験、検査等)、現場据付(配管、配線、機器搬入、据付)、試運転等について記載されているか。			
官公庁関係届出書類予定表	当該工事で届出が必要となる書類と対象設備が記載されているか。			

土木系設備工事検査チェックリスト

工事件名

区分	内容	チェック欄	手直し	メモ
工場製作				
組織表	社内組織表及び職務分担表により、受注者の製作体制が記載されているか。			
製作会社一覧表	機器の製作区分、製作会社等が記載されているか。			
工場製作	機器の製作分担、検査体制等が記載されているか。			
製作(主要機器)	機器毎に製作分担系統図等により受注者を含めた製造会社等の業務区分(責任と権限)が明確に記載されているか。			
製作(一般、汎用機器)	製造機器に対する受注者の検査体制及び検査方法、製造先の品質管理体制等が記載されているか。			
工場製品確認	機器製作に係る検査方法(検査項目、規格値、基準値等)及び工場検査区分が記載されているか。			
工場塗装	機器等の塗装仕様が記載されているか。			
製作写真撮影	対象機器、撮影項目、撮影頻度等が記載されているか。			
機器保管	対象機器、保管場所、保管方法が記載されているか。			
現場施工				
現場組織表	作業分担と担当者名が記載され、役割責任分担が確認できるか。			
	安全工事施工推進体制兼施工体系図が添付されているか。			
	現場代理人及び主任技術者の連絡先が記載されているか。			
緊急時連絡先	緊急時の連絡系統図が作成されているか。			

土木系設備工事検査チェックリスト

工事件名

区分	内容	チェック欄	手直し	メモ
有資格者一覧表	当該工事に必要な資格を有する者が記載されているか。			
	免許証等の写しが添付されているか。			
輸送、搬入計画	機器等の輸送方法・経路、搬入確認、搬入作業等が記載されているか。			
仮設計画	現場事務所、資材置場、工事用電源、仮設水道、重機の使用、足場組立等に係る仮設備の構造及び配置計画等が記載されているか。			
施工	すべての工種についての記載があるか。			
	機器据付、配管・配線工事等、主要な工種の作業フローが記載されているか。			
	作業フローに段階確認時期が記載されているか。			
	現場塗装要領及び現場溶接要領が記載されているか。			
施工管理	基礎、機器据付、配管・配線工事、塗装、溶接等の施工管理内容(測定項目、規格値、基準値等)が記載されているか。			
	機器及び材料等の品質管理内容(試験項目、規格値、基準等)が記載されているか。			
下請指導	下請選定の留意事項等の記載があるか。			
安全管理	安全管理計画(安全教育・訓練、新規入場者教育、KY活動、安全パトロール等)が記載されているか。			
	安全対策、災害防止対策(転落、感電、火災、酸欠、重機作業等)が記載されているか。			
	大雨、暴風時等の防災対策(作業中止の判断等)が記載されているか。			
	安全管理組織表(下請業者を含む)が記載されているか。			
	危険が伴う作業について、作業要領の作成が記載されているか。			
現場写真撮影	工種、撮影項目、撮影頻度等が記載されているか。			

土木系設備工事検査チェックリスト

工事件名

区分	内容	チェック欄	手直し	メモ
環境対策計画	環境保全計画(騒音、振動、悪臭、水質汚濁等対策)は記載されているか。			
段階搬入確認予定表	種別、確認項目、確認時期等が記載されているか。			
再生資源の利用促進、建設副産物の適正処理	再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画が添付されているか。			
	産業廃棄物処理計画(処理業者、収集運搬業者、種類、発生量等)が記載されているか。			
	スクラップ処分計画(対象、処理業者等)が記載されているか。			
試運転	試運転の内容(対象機器、総合試運転範囲等)、工程表、実施体制、実施要領(運転条件、測定項目、測定方法、機能確認方法等)が記載されているか。			
<b>書類検査4(施工状況)</b>				
実施工程表	工場製作期間も含め工種別の詳細工程が記載されているか。また、当初工程(黒字)に加え最終工程(赤字)が記載されているか。			
工事月報	工種の記載漏れがないか。進捗率の記載があるか。			
	材料確認、段階確認、立会(現地試験その他)および協議打合せ日が確認できるか。			
休日(夜間)作業承諾書	休日施工日は休日(夜間)作業承諾書が提出されているか。			
承諾書	機器の設計計算(容量計算、強度計算等)、製作仕様(発注仕様との比較表を添付)、製作図面が提出されているか。			
	施工図面(機器配置図、配管・配線図、運転ブロックシーケンス図等)、材料承諾(アンカー、電線等)が提出されているか。			
協議書	工事に伴う指示、承諾等の協議内容がわかりやすくまとめられているか。			
	変更協議書が作成されている場合、内容、日付(工事月報と整合)が適切か。			

土木系設備工事検査チェックリスト

工事件名

区分	内容	チェック欄	手直し	メモ
書類検査5(施工管理)				
(工場製作) 工場製品確認記録	機器の工場製品確認記録(検査、試験成績書)が提出されているか。			
	市、受注者、製造者の確認記録があるか。			
	検査区分(市、受注者、製造者)及び検査内容(検査項目、規格値、基準値等)が適切か。			
	測定機器の校正記録が添付されているか。			
	※外観、寸法、塗装、溶接、絶縁耐力、絶縁抵抗、シーケンス試験、水圧・圧試験、機能・性能確認、材料試験(ミルシート等)			
(現場施工) 機器確認書	機器搬入時に監督職員の確認を受けているか。			
	監督職員の確認記録(寸法、塗装等)があるか。工事月報、写真等と整合しているか。			
材料確認書	材料搬入時に監督職員の確認を受けているか。			
段階確認書 (施工管理記録含)	受注者の検査記録及び監督職員の確認記録(測定項目、基準値等)があるか。			
	基礎、機器据付、配管・配線、機能確認等、確認が必要な施工段階について、確認日ごとに作成されているか。			
	機器の性能・機能が仕様を満たしているか。			
	コンクリート打設時、塗装時の天候、気温が確認できるか。			
	工事月報、写真等と整合しているか。			
	測定機器の校正記録が添付されているか。			
	※基礎等出来形、機器据付精度、配管・配線敷設状況、現場溶接、現場塗装、アンカー引張試験、コンクリート強度試験、接地・絶縁抵抗測定、試運転データ測定等			



土木系設備工事検査チェックリスト

工事件名

区分	内容	チェック欄	手直し	メモ
<b>書類検査6(安全管理)</b>				
安全管理関係資料	安全協議会資料(下請負者がある場合)、安全活動(安全教育・訓練、KY)資料、新規入場者教育資料、安全パトロール資料が作成されているか。また、写真で確認できるか。			
	安全対策の実施記録(仮設工の点検記録、酸欠測定記録等)が確認できるか。			
	交通管理関係書類(交通規制資料、警備記録等)が確認できるか。			
事故発生報告書	工事中に事故が発生した場合、提出されているか。			
<b>書類検査7(工事写真)</b>				
工事写真	機器製作状況、現場施工状況が的確に判断でき、効率よく纏められているか。			
	主要な検査状況(測定値等)が確認できるか。			
	配筋、アンカーボルト等の隠蔽部分の撮影されているか。			
	工事看板等掲示状況、重機等使用状況、仮設状況、安全活動状況、廃棄物処理状況等が確認できる写真があるか。			
<b>書類検査8(完成図書)</b>				
完成図書	内容に漏れはないか。(確定仕様書、各種計算書、完成図、機器重量表等、試験・検査成績書、操作要領書、保守点検要領書、機器等メーカーリスト、付属品・予備品リスト、アフターサービス連絡体制表、官公庁届出関係書類)			
	機器仕様、完成図等は最終版となっているか。			
	試験・検査成績書は工場製作と現場施工の内容があるか。			
	操作要領書は、各系統図、ブロックシーケンス等によりわかりやすく整理されているか。			
	保守点検要領書は、操作及び日常メンテナンスに必要な事項、故障対応方法、点検チェックシート等によりわかりやすく整理されているか。			
電子納品	竣工書類及び完成図書が電子データ(CD-R)で提出されているか。			

土木系設備工事検査チェックリスト

工事件名

区分	内容	チェック欄	手直し	メモ
実地検査1(出来栄え、出来形、品質)				
機器	提出書類(承諾書、検査成績書、段階確認書等)と現地の照合。			
	外観(欠損等がないか)、寸法・構造(仕様と同じか)、据付状況(固定(ボルト締付)状況等)、仕上状況(塗装の塗りむら、清掃状況)を確認する。			
	動作試験・動作確認により、機能・性能確認を行う。			
配線	接続部・端末部の処理、離隔距離、貫通部の処理、線種・行先表示、整線・結束状況、屈曲箇所、支持間隔・支持状況、防水処理、接地処理(ボンディング含む)、絶縁抵抗、接地抵抗等を確認する。			
	フリーアクセスフロア、ピット、ハンドホール、ダクト、ケーブルラック等の仕上状況を確認する。			
配管	接続方法、勾配、支持間隔・支持状況、不同沈下・振動対策、保温の有無、貫通部の処理、行先表示、埋設深さ、防腐処理、気密・漏洩、塗装状況等を確認する。			
基礎等	外観、仕上がりを確認する。			

## 関連法規（抜粋）

### 【地方自治法】

（契約の履行の確保）

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

### 【地方自治法施行令】

（監督又は検査の方法）

第六十七条の十五 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

### 【守口市契約規則】

（検査）

第27条 契約担当職員又は主管部課長から検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、必要があるときは、監督職員を立ち合わせ、又は破壊、分解若しくは試験をして検査を行なうものとする。

2 工事又は製造その他についての請負契約の目的たる給付の完了を確認するために行う検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 【守口市工事検査規程】

（趣旨）

第1条 この規程は、本市における工事又は製造その他についての請負契約（以下「工事等請負契約」という。）の目的たる給付の完了の確認をするため、法令その他別に定めがあるもののほか、検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（検査実施基準）

第4条 検査員は、契約書、仕様書、設計書、図面その他の関係書類及び別に定める検査実施基準等に基づき、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。